食品製造業生産性向上緊急支援事業実施要領、

制定 平成30年2月1日29食産第4534号 農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

食品産業等生産性向上緊急支援事業実施要綱(平成30年2月1日付け29食産第4265 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表の事業の種類の欄の 1の食品製造業生産性向上緊急支援事業(以下「本事業」という。)は、実施要綱及 び食品産業等生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱平成30年2月1日付け29食産第 4509号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、 本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

- 1 実施要綱別表の事業実施主体の欄の1の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 民間団体等(農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、公社、独立行政法人等をいう。以下同じ。)
 - (2) 法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの(以下「特認団体」という。)
- (3) 民間団体等又は特認団体を構成員とする協議会(事業化共同体(コンソーシアム)を含む。)

なお、協議会が事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員とすることを妨げない。

- 2 1の(2)の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2)代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
- 3 1の(2)の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(実施要綱第5の1の 事業実施計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局~ 長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 4`1の(3)の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1)構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。

- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。
 - (4) 事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
 - 5 第3の(2)の事業を実施する事業実施主体(以下「設備導入事業実施主体」という。)に係る要件は、食品製造事業者とする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

事業実施主体は、設備導入事業実施主体を選定するため、(1)により審査等を 行う審査委員会の開催、設備導入事業実施主体の公募、採択、補助金の交付、事業 の進捗管理、結果の評価を行う評価委員会の開催等を実施する。

(1) 生産性向上推進事業

ア 審査委員会及び評価委員会の開催

(2)の事業を行う設備導入事業実施主体の公募に係る審査及び設備導入事業実施主体が行った結果の評価等を行うにあたり、食品製造業にかかる有識者等から構成される委員会を開催する。

(補助対象経費)

委員会開催費(謝金、旅費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等)

- イ 生産性向上設備導入事業の管理等
 - (2) の事業を行う設備導入事業実施主体の公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。

(補助対象経費)

生產性向上設備導入事業管理費(賃金、資料作成費、通信運搬費、消耗品 費等)

(2) 生産性向上設備導入事業

食品製造業の生産性向上を図るため、製造工程での作業を省力化・自動化する 設備や、単位時間当たりの生産量の増加や生産速度の向上など、生産効率を向上 させるための設備及び生産能力を即時に向上させる高性能設備の整備について緊 急的に支援を行う。

(補助対象経費)

生産性向上設備導入費(機器メーカー等の見積もり、設置にかかる人件費、 エンジニア賃金、コンサルタント賃金等を含む。)

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとし、 食料産業局長は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を 行うものとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

第6 事業の成果目標

第3の(2)の生産性向上設備導入事業(以下「設備導入事業」という。)については、設備導入事業実施主体の労働生産性向上に貢献していることを検証できる成果目標とすること。

第7 事業実施手続

1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施 計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2)事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表の1の食品製造業生産性向上緊急支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第8 事業の実施

設備導入事業については、以下のとおり実施するものとする。

(1) 設備導入事業実施規程の作成

事業実施主体は、設備導入事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について 別途実施規程を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受 けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (2) 実施規程は以下の事項を記載するものとする。
 - ア 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
 - イ 交付申請及び実績報告
 - ウ 交付の決定及び補助金の額の確定等
 - エ 申請の取下げ
 - オ 設備導入事業実施計画の(変更)承認等
 - カ 補助金の支払い
 - キ 交付決定の取消し等
 - ク 補助金の経理及び事業実施主体による調査

- ケ 個人情報保護等に係る対応
- コ その他必要な事項
- (3) 設備導入事業の公募、審査及び採択

事業実施主体は、第3の(2)の事業の実施に当たり、第3の(1)に掲げる 審査委員会を設置し、設備導入事業実施主体を公募により採択するものとする。 審査委員会は、設備導入事業実施主体が第2の5の要件に合致するか、設備導入 事業実施主体から提出された設備導入事業実施計画が適切であるか等について審 査を行うものとする。

なお、事業実施主体は設備導入事業実施主体を公募するごとに、審査委員会の 審査を受けるものとし、審査委員会の審査の結果、適切と判断された設備導入事 業実施計画について、食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(4) 設備導入事業実施に関する事項

ア 設備導入事業実施計画の作成及び承認手続き

事業実施主体は、設備導入事業の実施に当たり、実施規程に定める設備導入事業実施計画を設備導入事業実施主体に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された設備導入事業実施計画を取りまとめ、別記様式4により食料産業局長に提出するものとする。

ただし、(3)の事業の公募において提出された設備導入事業実施計画のうち提出時から変更がないものについては、食料産業局長の承認を受けたものとみなす。

イ 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、食料産業局長による設備導入事業実施計画の承認後、設備 導入事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うとともに、事業完 了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行う。

ウ 設備導入事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、設備導入事業実施主体に必要な報告を させるとともに、設備導入事業実施主体における事業の進捗状況を管理し、設 備導入事業実施主体に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

エ 事業終了後の設備導入事業の実施結果報告

事業実施主体は、事業終了後及びその翌年度から3年間、設備導入事業実施 主体に実施結果報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。

(5) 設備導入事業の評価

事業実施主体は、第3の(1)のアの評価委員会を開催し、(4)の工の実施 状況報告等をもとに、設備導入事業実施主体が行う設備導入事業について、次に 掲げる観点から評価を行うものとする。

- ア 生産性向上にどの程度の効果があったか (労働生産性の伸び率、付加価値の 向上、コストの削減 等)
- イ 実証に要したコストや期間は適切か
- ウ 実証に当たっての実施体制は適切か

第9 事業実施状況等の報告及び指導

- 1 事業実施状況の報告
- (1)事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業

局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業 業実施状況の報告を求めることができるものとする。

(2) 事業実施主体が(1)の報告書を食料産業局長に提出する際には、第8の2の (4)の工に基づいて設備導入事業実施主体に提出させる設備導入事業の実施状 況報告を取りまとめ、同(5)の設備導入事業の評価を付して提出するものとす る。

2 成果の報告等

事業実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間、別記様式5により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するものとする。

なお、設備導入事業については、次の事項を行うものとする。

- (1)事業実施主体は、事業成果について、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等で公表するものとする。
- (2) 事業実施主体は、食料産業局長が事業の成果を普及しようとするときは、資料を提供する等の協力をするものとする。

3 指導

- (1)食料産業局長は、1の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して 達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指 導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2)食料産業局長は、2の報告により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (3)食料産業局長は、(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、この事業 に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日時点における交付要綱別記様式第5号の補助金遂行状況報告書を作成し、同年度1月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は設備導入事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4)本事業期間中及び本事業終了後5年間において、設備導入事業実施主体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に国と協議して承諾を得ること。

第12 守秘義務

1 事業実施主体は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 事業実施主体は、設備導入事業実施主体にも本条の定めを遵守させなければならない。事業実施主体又は設備導入事業実施主体の役員又は従業員による情報漏えい 行為も事業実施主体による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は本事業の完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とす る。

附則

1 この要領は、平成30年2月1日から施行する。

(食料産業局長) 殿

所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名

特認団体承認申請書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(月~月)
- 7 構成員

名称	所在地	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考	
					.,,			1

- (注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。
- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料

(食料産業局長) 殿

所 在 地団 体 名代表者の役職及び氏名

即

平成 年度食品製造業生産性向上緊急支援事業実施計画の承認 (変更、中止、廃止の承認) 申請について

食品産業等生産性向上緊急支援事業実施要綱(平成30年2月1日付け29 食産第4265号農林水産事務次官依命通知)第5の1(注1)の規定に基づき、 関係書類(注2)を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

(変更理由)

- 000000000 (注3)

(中止、廃止の理由)

000000000(注4)

- (注1)変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。
- (注2) 関係書類として別添を添付すること。
- (注3)変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- (注4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。
- (注5)事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成 年度食品製造業生産性向上緊急支援事業実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

第1 総括表

事業種類 事業細目 事業費 国庫補助金 事業実施主金 備考金 1 <td< th=""><th></th></td<>	
金体	
金体	
	- 1
	,
	ĺ
	.
	.
	. [
	1
合 計	

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表の区分により記入すること。
 - 2 事業細目は、交付要綱別表の食品製造業生産性向上緊急支援事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 事業の目的及び内容

- ① 事業の目的
- ② 実施戦略
- ③ 連携体制図
- ④ 事業の内容

事業項目	実施場所	実施時期	参加人数	備考
,				
	. 1			, ,
·				·
		•	·	3
	·			
		į	1	

⑤ 期待される成果

(注)①の「事業の目的」を達成するための具体的な定量目標を設定し記載すること。

(例:労働生産性を○%向上、付加価値を○%向上、コストを○%削減、従業員数を○%削減 等)

(具体的な定量目標の記載例)

本事業を実施する前後で、設備導入事業実施主体の労働生産性の伸び率が 3.0 % となることにより事業成果とします。検証方法としては、確認可能な方法により検証します。当該年度に目標が未達成の場合は、事業開始年度を含む4年後に、設備導入事業実施主体の労働生産性の伸び率が 3.0 %となることを目標とします。また、目標未達の場合は、問題点の把握及び対処方法について適切な指導を行い、目標達成に向け指導を行ってまいります。

(食料産業局長) 殿

所 在 地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名

即

平成 年度食品製造業生産性向上緊急支援事業の生産性向上設備導入 事業実施規程の承認(変更の承認)申請について

食品製造業生産性向上緊急支援事業実施要領(平成30年2月1日付け29食産第4534号農林水産省食料産業局長通知)第8の1の(1)の規定に基づき、 生産性向上設備導入事業実施規程の承認(変更の承認)を申請する。

(注) 関係書類として、生産性向上設備導入事業実施規程を添付すること。

(食料産業局長) 殿

所 在 地団 体 名代表者の役職及び氏名

印

平成 年度食品製造業生産性向上緊急支援事業の生産性向上設備導入 事業実施計画の報告について

食品製造業生産性向上緊急支援事業実施要領(平成30年2月1日付け29食産第4534号農林水産省食料産業局長通知)第8の1の(4)のアの規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として別添を添付すること。

生産性向上設備導入事業実施計画の概要

設備導入事業実施主体名	生産性向上設備導入事業実施計画の概要				

注:設備導入事業実施主体が作成し、事業実施主体に提出のあった生産性向上設備導入事 業実施計画を添付すること

番 月 E

(食料産業局長) 殿

所 在 地団 体 名代表者の役職及び氏名

盯

平成 年度食品製造業生産性向上緊急支援事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食品製造業生産性向上 緊急支援事業実施要領(平成30年2月1日付け29食産第4534号農林水産省食料産業局 長通知)第9の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業実施主体名:

所在地:

担当者名及び役職:

電話番号:

メールアドレス:

- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A (目標を上回る進捗)、B (目標値どおりの進捗)、C (目標値を下回る 進捗)
- 4 所見(より効果を高めるための改善点等)
- (注) 関係書類として、事業実施概要のわかる資料、アンケート調査結果等を添付すること。